

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十第

行發日一月五年十正大

論叢

戰後に於ける獨逸の財産税を論ず……法學博士 小川郷太郎
 利潤配分實施上の諸問題……法學博士 田島錦治
 需要曲線供給曲線及び價格曲線……法學博士 河上肇
 戰後獨逸の社會主義運動……法學博士 河田嗣郎

時論

稅制整理の主要問題に就きて……法學博士 神戸正雄

說苑

舊岩國藩の製紙原料保護政策……經濟學士 吉川元光
 我國在來の商業帳簿……法學士 大森研造
 所得と勞賃……經濟學士 堀經夫

雜錄

Lexisの公共福祉觀……法學博士 財部靜治
 最近我國に於ける地方費の組成と増加……經濟學士 小山田小七
 國際勞働立法……法學博士 河田嗣郎

所得と勞賃(一)

堀 經 夫

本論文の目的とする所は、經濟學上に於ける所得の概念を明かにし、然る後に、今日勞賃として各種勞働者に支拂はれつゝある所のものが、果して悉く此の所得なる項目の中に數へらるべきものなりや否や、の問題に對して、余の見解を述ぶることに在る。

或は曰はん、斯くの如き問題は、問題として成立し得ない、又假ひ成立すとすも、こは既に明白なる事柄である、何故なれば、從來所得なる概念が如何に異様に定義され來つたとは言へ、其の中に勞賃を含ましめられてゐないものは、未だ曾て考へられたことはないし、又普通の用語例に在つても、勞賃は常に所得の様式として取扱はれて居るのであるから、と。然らば、何故に余は、斯く明白なる、或は明白なりとさるゝ問題を、事新しく取扱はんとするのであるか。そは他にあらず。今日の經濟組織の下に於て現に勞働者が受けつゝある勞賃なるものゝ實際上の性質と、從來の所得概念との間に、少からざる懸隔が在るやうに、余には考へらるゝが故である。

一 所得の意義

抑も所得といふ言葉は、甚だ曖昧なる概念であつて、今日と雖も之に或る一定せる明確なる定

義が下されて居る譯ではない。況んや由來經濟學者及び財政學者によつて此の語に與へられたる意義は、頗る區々であつて、到底其の一致を期し難い。併し乍ら、若し吾々が諸家の所説を綜合比較するならば、其の間に共通なる何物か含まれてゐて、それ以外の諸點に於ては如何に相違してゐても、この共通點だけは常に所得概念の中心思想をなして居ることを、看取し得るであらう。余の本項に於ける目的は、必らずしも所得に完全なる定義を與へやうとすることにではなくて、寧ろ所得概念に缺くべからざる此の中心思想を検出することに在る。蓋し、所得と勞賃との關係を論せんとする余の意圖に對しては、之を以て足り且つ十分であるからである。

曾て神戸博士は、本誌第五卷第三號及び第四號に於て、『所得税に於ける所得の意義を論ず』との題下に、幾多の經濟學者並びに財政學者の所得に關する定義を分類列擧して、此等に博士の批評を加へ、且つ結論として博士の所説を述べられた。之に據れば、博士は所得の意義に關する見解を大別して、『一定期内の純價值附加とするの見解』と、『前見解の困難を除却せんとするの試畫』との二つになして居らるゝ。斯かる分類は、所得の意義に就ての諸見解を根本的に種別する上に於て、極めて重要にして且つ意義ある見方であることは、疑を容れざる所であるが、余は、本論文の上記の目的に適はせんが爲めに、之と異なる見地よりして諸家の説を分類し、而して其等に共通に存在せる中心思想を觀やうと思ふ。

惟ふに所得といふ概念は、收入 (receipts) といふ概念と異つて、一定期内に於ける富又は財の増加部分を指すものゝやうである。故に、諸學者が所得の此の特質を如何に言ひ表はしてゐるか

に従つて其の分類を試みることは、意味なきことではないであらう。

(1) 所得を以て概括的に其の所有者の自由處分の圏内に加はり來る所の富又は財と解するもの。ヘルマンは、其の著「經濟學研究」に於て、次の如く言つて居る。

『總ての支出が必らずしも消費でない如く、總ての収入は必らずしも所得ではない。こは寧ろ、減少されずに繼續する所の或る人の根幹財に對し一定時内に新たに加はり、隨つて彼が意の儘に使用し得る所の、經濟財又は交換財の合計である。』

神戸博士は、前記論文の結論に於て、『斯くて所得を以て、一定期間(年)に或る經濟人に其の自由處分の區域に入れる純財産増加、並びに其の受くる所の人的給付及び財物利用と解するを穩當とする。』と述べて居られる。

斯くの如く一般的に所得の被自由處分性を説く所の學者は、其の數が甚だ多い。ピールソン、グート、バロク、シャントツ等の如きは其の例である。蓋し此の解釋は最も普遍的にして且つ妥當なるものであらう。何故なればこは、後に述ぶる或る見解の如く、所得が財又は富の増加部分であるとの意を餘りに狭められたる意義に限定することなく、又所得を以て單に總收入の中より生産費を控除したる後に残る所の殘餘價值、即ち純收益 (Reinerträge) なりとなす見解の如く、所得の成立のみを考へて其の本質を何等説明せざるが如きことなく、曷く所得の眞意義を簡潔に言ひ表はして居るが故である。

(2) 所得を以て其の所有者の一般生活目的に役立つべき方便なりとなすもの。

1) Hermann, Staatswirtschaftliche Untersuchungen, 2. Aufl., 1870, S. 582-3. (Fisher, The Nature of Capital and Income, Appendix, p. 352. に據る。尚本誌第五卷第三號所載神戸博士上記論文 p. 34 参照)

2) 本誌第五卷第四號三四頁

3) cf. N. G. Pierson, Principles of Economics (1902), Vol. I. p. 76.

4) cf. Franz Guth, Die Lehre vom Einkommen in dessen Gesamtzweigen, 1878, S. 62. (Fisher の上記の書の附録に據る)

5) Bulloch, Introduction to the Study of Economics (1908), p. 411.

6) 前記神戸博士論文(本誌第五卷第三號三四三五頁)参照

シユモラー曰く、

『所得は、……或る主體が、彼れの財産を減少することなくして、彼れの欲望を満足する爲めに、或る一定の期間内に彼が使用し得る所の、經濟財の合計である。』⁷⁾又アイゼンハルト曰く、

『所得の意義は、一定の収益部の、其の受領者の人的(家計的)生活目的に用立つべき使用の目的によりて、成立すべきものである。』⁸⁾

此の外、フイステイングも所得を以て『自分自身の、及び其の生活維持につき法律上彼に倚屬する人(家族)の、人的欲望の満足の爲めに處分に立つ所の物財の全體なり』となして居る。¹⁰⁾

此の見解は大體に於て誤つてゐないけれども、自己の肉體若くは體力を以て唯一の生活源となし居るが如き筋肉勞動者にとりては、彼が受くる所の勞賃は、勞働によりて惹起されたる生理的損耗 (Physiological wear and tear) を回復する爲めの報償であつて、謂はゞ彼れの唯一の財産たる勞働力の減少又は滅失を防ぐ爲めのものであるから、こは増加部分又は剩餘部分であるといふ所得の本質を缺いてゐる。それ故に所得の用途を解して一般的に『欲望満足の爲めに』とか、『人的生活目的に用立つべき』とか言ふは、所得の定義としては廣きに過ぎたるが如くである。

(ハ) 所得の使用を特殊の目的に限定せんとするもの。

(1) 所得は享樂の爲めに使用さるべきであるとなすもの。

タウシグは、其の著『資本と賃金』に於て、次の如く言つて居る。

『規則正しく社會の所有に這入つて來る所の享樂的財及び享樂的勤勞の全流入が、斯くて同價な

7) 例へば Wagner, Finanzwissenschaft, II. 2 Aufl. S. 330. 及び Philippovich, Grundriss d. p. Oekonomie, I. 10 Aufl. S. 344.
8) Schmoller, Die Lehre vom Einkommen u. s. w. (Zeitschrift f. d. ges. Staatsw. Jahrg. 1863, Bd. 19. S. 1. ff. spccieil S. 19.) (Fisher の書の附録に據る)
9) Eisenhart, Die Kunst d. Besteuerung. S. 104. (神戸博士上記論文より再録)
10) 神戸博士上記論文(本誌第五卷第三號三五頁)より再録

る所得の一大分量と看做さるゝに最も適當である。』¹¹⁾
又ウンブフェンバハは、

『所得とは、一經濟期間中の根幹財産の増加である。一或る經濟人の所得とは、其の基本となれる根幹財産を減少することなくして彼れの處分に立つ所の、經濟により獲得されたる享樂原子 (Genussatomen) の全價値である。』¹²⁾

と謂つて居る。尙ほロバート・マイヤーは、其の著『所得の本質』に於て述べて曰く、

『所得の本質的特徴は、反覆の確かなる享樂財といふことである。一所得とは、經濟及び文化状態に顧慮して、其の需要の標準により反覆して齎らさるゝことが確實なりと看做さるゝ所の、享樂財の合計である。』¹³⁾

此等の見解は、大部分の所得の用途を明示し、従つて所得一殊に經濟状態の未だ發達せざる時代に於ける所得一の本質を説き得て妙なるも、而かも所得なるものは一殊に利殖の途が大いに發達せる今日に在りては一享樂以外の目的に、即ち新しき資本としての使用に、向けらるゝこと決して尠少なからざるのみならず、寧ろこは年と共に増加しつゝある有様であるから、所得使用の目的を單に享樂にのみ限るは、狹きに失したりと言ふべきである。

(2) 所得は享樂手段として、及び新資本として、使用さるゝ所のものであるとなすもの。
マアシャルは、其の著『經濟學原理』に於て、説明を下して曰く、

『此の言葉(所得を指す一譯者註)のより廣き用法が時々必要である、こは、或る人が財産の所

11) Taussig, Capital and Wages (1915), p. 36.

12) Umpfenbach, Finanzwissenschaft, S. 155. (神戸博士上記論文より再録一本誌第五卷第四號二九頁參照)

13) R. Meyer, Das Wesen des Einkommens, S. 80. 107. (神戸博士上記論文より再録一本誌第五卷第四號二九頁參照)

有より―其の使用法の如何を問はず―得來る所の、各種の便益の全所得を含むものである。例へば、そは、彼が彼れ自身の洋琴の使用より得る所の便益、同様に洋琴商人が洋琴を賃貸することによつて得る所の便益を含む。』¹⁴⁾

以上と同様な意見はラウ、¹⁵⁾ アダムス、¹⁶⁾ ブファイア(曰く「各人の所得は、其よりして新資本、成形、及び繼續的享樂にまでの方が彼に流入する所の單一の源である。』¹⁷⁾等によつて抱懷されてゐる。

此の見解は、良く所得の特質を闡明せること、余が(イ)に示したる定義に勝るとも、決して劣つてゐない。唯、彼は全般的及び抽象的に所得の意義を定めんとするに反し、此は細別的及び具體的に之を定めんとするの點に、差異あるのみである。

(3) 所得使用の目的を更に細別して明示するもの。

「キャナノは、其の著『富』に於て、次の如く説明を下してゐる。

『従つて、若し吾々が、全體として觀る時に一般的總量に比して事實上極めて少量である所の、若干の例外的場合を無視するならば、吾々は、一個人の所得は、普通に考へらるゝが如く、通常一週に就き幾何又は一年に就き幾何といふ風に言ひ表はさるゝ所の、貨幣の流入に等しく、而してそは、贈與、相續、若くは明白なる強盜及び竊盜によつて補助さるゝことなく、且つ彼が既に或る方法によつて取得したる財産を減少することなくして、次の諸目的の爲めに利用され得るものである、と言ふことが出來やう。』

14) Marshall, Principles of Economics (1916), p. 77.
15) 神戸博士上記論文(本誌第五卷第三號三六頁)參照
16) 同上
17) 同上(三七頁)より再録

『一、之よりして彼が何等の貨幣的報酬を期待せざる所の、貨物及び勤勞(課税され居ると否とに關せず)を購買する爲めに。若くは、それよりして彼が或る種の貨幣的報酬(即ち、彼れの技能及び知識を増進することによつて、彼れの儲け得る能力を増加するが故にのみ取得する)所の貨幣的報酬(を期待する所の、貨物及び勤勞(同上)を購買する爲めに。

『二、貯蓄する爲めに。

『三、讓與する爲めに。

『四、前諸項に含まれてゐない課税に、及び盜難による損害に、應ずる爲めに。』¹⁸⁾

キヤナンのこの見解は、恐らく所得に關する最も完全なるもの、一つであらう。併し乍ら、此處に掲げられ居る所得の諸用途を通覽する時に、吾々は、此等が畢竟するに所得の被自由處分性を具體化して説明せるものに過ぎざることを看取し得べく、斯くて概括的に所得の被自由處分性を以て其の特質となすことの簡潔明瞭なるに如かざるやの感を懷くものである。

扱て以上述ぶる所により、余は、所得の特質に關する諸學者の記述を標準として、之を分類し了へたのであるが、是に由て觀れば、或る學者は所得の特質を其の被自由處分性に置き、或る學者は之を享樂目的若くは享樂及び新資本成形の目的に置き、又或る學者は種々なる具體的目的を列擧して所得の用途上の特質を説明して居るけれども、要するに、此等の學説には或る共通なる思想が貫通して居ることが明かであらう。即ち所得なるものは、其の受領者によつて任意に處分

せられ得る所の剰餘の富である、といふことは是である。而して茲に謂ふ『任意に處分せられ得る』とは、或る經濟上の目的を達する手段としてではなくて、經濟の目的そのものを實現する爲めに、使用處分せられ得るといふ意味に外ならない。詳言すれば、或る人の收入の中、或る特定の方向に支出消費されなければ此の上繼續して收入を得ることが出来ないといふが如き部分、例へば資本家が其の資本財を粗々以前の能率状態に保持するが爲めに是非とも支出しなければならぬ費用、或は同じことになるが、資本家が其の資本財の損耗摩滅に對して受くる所の報償（生産費の回收の意）は、決して其の人の所得を構成しない、といふことである。吾々は、將來の收入獲得の爲めに是非とも支出されなければならぬ此の部分の收入、換言すれば總收入中生産費の回收に當る部分を稱して、出費若くは費用（outgo）と言ひ、而して之を所得（income）と區別するのである。

併し乍ら尙ほ附言すべきは、或る收入が所得なりや否やを決定する場合に、吾々は飽くまで之を客觀的に判斷すべきであつて、決して其の受領者の主觀によるべきでない、といふことである。即ち（一）收入の受領者が、其の收入の一部を目して、彼れの自由に處分し得る剰餘の富であると思惟したりとするも、若し客觀的に判斷する場合に、其が生産費の回收に當れる收入に過ぎざるか、若くは同じことになるが、其の收入の支出の方向に『將來の收入獲得の爲め』といふ或る必然性を帯びて居るかであるならば、そは所得より除外さるべきであると同時に、（二）或る人の收入が悉く其の支出の方向に必然性を帯びてゐても、若しも其の支出の目的が、『將來の收入獲得の

爲め』といふことに在らざる限り、その収入は悉く所得である、(例へば利子でやつと生活してゐる人の収入の如き)、といふことである。

以上の如く解し來れば、吾々が經濟學上所得なる概念を設定するのは、普く各人の財産状態を比較する爲めでもなく、或は廣く各人の購買力若くは支出能力を比較する爲めでもないの¹⁹⁾であつて、實は各人の生活能力(或は各人の生活餘裕といふも可ならんか)、即ち人が人としての生活―否寧ろ人たるが故にのみ營む所の生活―を自己及び其の家族に可能ならしむるその能力を比較せんが爲めである、といふことが明かであらう。嚮きに(八)の(1)に於て述べし如く、タウシグ等が所得を以て享樂の爲めの収入なりとなせるは、蓋し這般の消息を最も明かになしたるものであると言はなければならぬ。(但し享樂といふ言葉が少し狭過ぎる觀があることは、既述の通りである。)

19) cf. Cannan, Wealth, p. 141. and Nearing, Income (1916), p. XXV.